四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第24号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める 条例の一部を改正する条例

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例(平成29年四日市市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用者負担額)	(利用者負担額)
第3条 法第27条第3項第2号、第2	第3条 法第27条第3項第2号、第2
8条第2項各号、第29条第3項第2	8条第2項各号、第29条第3項第2
号、第30条第2項各号並びに法附則第	号、第30条第2項各号並びに法附則第
9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)	9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)
及び口(1)、同項第3号イ(1)及び	及びロ(1)、同項第3号イ(1)及び
ロ(1)に規定する <u>教育・保育給付認定</u>	ロ(1)に規定する <u>支給認定保護者</u> の属
<u>保護者</u> の属する世帯の所得の状況その	する世帯の所得の状況その他の事情を
他の事情を勘案して市が定める額(以下	勘案して市が定める額(以下「利用者負
「利用者負担額」という。)は、別表の	担額」という。)は、別表のとおりとす

改正後

る。

別表(第3条関係)

とおりとする。

- 1 法第19条第1項第1号に該当するもの 0円
- 2 法第19条第1項第2号又は第3号に該当するもの

	納入義	務者の属する世帯の階層区分	利用者負担額 (月額) 単位:円		
			上段の金額:保育標準時間認定		
-			下段 () 内の金額:保育短時間認定		
	階層	定義	年齢区分		

区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世	0	0	0
	帯(単給世帯を含む。)及	(0)	(0)	(0)
	び中国残留邦人等の円滑な			
	帰国の促進並びに永住帰国			
	した中国残留邦人等及び特			
	定配偶者の自立の支援に関			
	する法律による支援給付受			
	給世帯			
第 2	市町村民税非課税世帯	0	<u>0</u>	0
		(0)	(0)	_(0)
第 3	市町村民税所得割非課税世	11,000	0	0
	帯 (均等割額のみ)	(8, 50	(0)	(0)
		0)		
第 4	市町村民税所得割課税世帯	12,200	<u>0</u>	0
	課税額48,600円未満	(9, 70	(0)	(0)
		0)		
第 5	市町村民税所得割課税世帯	15,600	<u>0</u>	0
	課税額48,600円以上	(13,10	(0)	(0)
	58,800円未満	0)		
第 6	市町村民税所得割課税世帯	26,400	<u>0</u>	0
	課税額58,800円以上	(23,90	(0)	(0)
	97,000円未満	0)		
第 7	市町村民税所得割課税世帯	35,900	0	0
	課税額97,000円以上	(33,40	(0)	(0)
	133,000円未満	0)		
第 8	市町村民税所得割課税世帯	41,900	<u>0</u>	0
	課税額133,000円以	(39,40	(0)	(0)
	上169,000円未満	0)		
第 9	市町村民税所得割課税世帯	47,600	<u>0</u>	0
	課税額169,000円以	(45,10	_(0)	_(0)

	上235,000円未満	0)		
第 1	市町村民税所得割課税世帯	52,000	0	0
0	課税額235,000円以	(49,50	(0)	(0)
	上301,000円未満	0)		
第 1	市町村民税所得割課税世帯	58,500	0	<u>0</u>
1	課税額301,000円以	(56,00	(0)	(0)
	上	0)		

3 (略)

備考 (略)

改正前

別表(第3条関係)

1 法第19条第1項第1号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額	
		(月額) 単	单位:円
階層	<u>定義</u>	年齢区分	
区		<u>満3歳・</u>	4歳以上
<u>分</u>		3 歳児	<u>児</u>
第 1_	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
	及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに		
	永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の		
	自立の支援に関する法律による支援給付受給世		
	<u>帯</u>		
第 2	市町村民税所得割非課税世帯	400	0
第 3	市町村民税所得割課税世帯	3, 90	2, 70
	課税額48,600円未満	0	0
第 4	市町村民税所得割課税世帯	6, 50	4,80
	課税額48,600円以上62,851円未満	0	0
第 5	市町村民税所得割課税世帯	10,1	7, 20
	課税額62,851円以上77,101円未満	00	0
第 6	市町村民税所得割課税世帯	13,4	9, 90

	課税額77,101円以上110,631円未満	0 0	0
第 7	市町村民税所得割課税世帯	15,7	11,6
	課税額110,631円以上144,151円未	00	00
	<u>満</u>		
第 8	市町村民税所得割課税世帯	16,8	12,8
	課税額144,151円以上177,681円未	00	00
	<u>満</u>		
第 9	市町村民税所得割課税世帯	17,9	14,0
	課税額177,681円以上211,201円未	00	00
	<u>満</u>		
第 1	市町村民税所得割課税世帯	23,1	18,2
<u>O</u>	課税額211,201円以上	00	00

2 法第19条第1項第2号又は第3号に該当するもの

納入義	務者の属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)単位:円		
		上段の金額:保育標準時間認定		
		下段()内(の金額:保育短	語時間認定
階層	定義	年齢区分		
区		3 歳未満児	3歳児	4歳以上児
分				
第 1	生活保護法による被保護世	0	0	0
	帯(単給世帯を含む。)	(0)	(0)	(0)
	及び中国残留邦人等の円			
	滑な帰国の促進並びに永			
	住帰国した中国残留邦人			
	等及び特定配偶者の自立			
	の支援に関する法律によ			
	る支援給付受給世帯			
第 2	市町村民税非課税世帯	6, 700	4, 900	4, 200
		(5, 60	(3, 80	(3, 10
		0)	0)	0)
第 3	市町村民税所得割非課税世	11,000	7, 900	7, 300

	帯(均等割額のみ)	(8, 50	(5, 40	(4, 80
		0)	0)	0)
第 4	市町村民税所得割課税世帯	12,200	9, 100	8,600
	課税額48,600円未満	(9, 70	(6, 60	(6, 10
		0)	0)	0)
第 5	市町村民税所得割課税世帯	15,600	11,70	10,800
	課税額48,600円以上	(13,10	0	(8, 30
	58,800円未満	0)	(9, 20	0)
			0)	
第 6	市町村民税所得割課税世帯	26,400	19,30	16,800
	課税額58,800円以上	(23,90	<u>0</u>	(14,30
	97,000円未満	0)	(16,8	0)
			00)	
第 7	市町村民税所得割課税世帯	35,900	25,00	20,800
	課税額97,000円以上	(33,40	<u>0</u>	(18, 30
	133,000円未満	0)	(22, 5	0)
			00)	
第 8	市町村民税所得割課税世帯	41,900	27,30	22,600
	課税額133,000円以	(39,40	0	(20, 10
	上169,000円未満	0)	(24,8	0)
			00)	
第 9	市町村民税所得割課税世帯	47,600	29,80	25,000
	課税額169,000円以	(45,10	0	(22,50
	上235,000円未満	0)	(27, 3	0)
			00)	
第 1	市町村民税所得割課税世帯	52,000	31, 90	25,800
О	課税額235,000円以	(49,50	<u>0</u>	(23,30
	上301,000円未満	0)	(29,4	0)
			00)	
第 1	市町村民税所得割課税世帯	58,500	33,10	26,600
1	課税額301,000円以	(56,00	0	(24,10

上	0)	(30, 6	0)
		00)	
3 (略)			
備考 (略)			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を 定める条例別表の規定は、令和元年10月分として徴収する利用者負担額から適用 し、同年9月分以前の月分として徴収する利用者負担額については、なお従前の例 による。

(こども未来部保育幼稚園課)